



SDGsの本市の取り組みについて
政進会 倉橋 正美

問 先日、議員研修としてSDGs研修会を開催しました。研修の中で、基本理念をはじめ、目標達成には個人の行動に加えて市民や企業との連携が必要であることを学びました。市における令和3年度のSDGs推進の取り組み状況と令和4年度からの推進体制の概要について伺います。

答 (市長)：令和3年度は、SDGsの視点を取り入れた環境啓発事業として、生きもの大調査やえびなSDGs環境マイレージを実施しました。環境やSDGsに対する理解を深めるきっかけになっており、来年度も開催時期や内容などを工夫し、引き続き実施してまいります。令和4年度からの推進体制は、今年2月に庁内を横断する推進体制の構築と全庁的な取り組み方針を決定しました。

答 (経済環境部長)：令和4年度からSDGsに関するさまざまな事項について意思決定を行う、えびなSDGs推進本部および所掌事項を円滑に遂行するための下部組織として、えびなSDGs推進委員会を設置します。

問 SDGsに関する職員の教育について伺います。

答 (経済環境部長)：令和4年度は基本理念の理解や知識取得のため、外部講師による職員研修を実施する予定です。

問 事業を推進するためには多くの方たちに理解していただき、参画してもらう必要があるため、協議会の設置が必要であると考えますが、見解を伺います。

答 (市長)：外部からの意見や提言をいただくながら進めていく必要があるため、外部有識者会議の設置について検討してまいります。

その他の質問

- ・気候変動を踏まえた雨水排水に係る取り組みについて
- ・風水害時における車両避難について



来年度の市財政の考え方と
市民負担のあり方について
日本共産党 松本 正幸

問 令和2年度から3年度において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で市税の減収が見込まれるとして、事業の休止や各種団体への補助金などの一部が凍結されました。しかし市税の減収などの財源不足はなく、休止事業なども復活させました。令和4年度は公共施設に付帯する駐車場の有料化、国民健康保険税の値上げ、下水道使用料の10%値上げ、小学校給食費の値上げといった一連の市民負担増が予算化されています。また、国によって10%への消費税増税が連続して強行される一方で、近年、食品などの生活必需品やガソリンなどの燃料、光熱費の値上げで物価高が連続して進み、働く人の実質賃金の減少が続いています。こういった状況下で来年度の予算案でも実施される市による各種の連続負担増により、市民の負担は限界に達しています。そこで、市財政の考え方、市民負担のあり方について伺います。

答 (市長)：新型コロナウイルス感染症の影響は令和4年度以降も続くと考えられていることから、市民生活を守ることを最優先に財政運営を行ってまいります。市民負担は、人口減少を見据え、将来世代に負担を先送りせずに受益者負担の適正化や負担の公平性の確保を図るための取り組みです。将来の健全財政を維持するために、今、必要なものとしてご理解、ご協力をお願いしたいと考えています。

問 コミセン、文化センターの有料化の方向について伺います。

答 (市長)：受益者負担という考え方の中で、市民以外の利用も多い屋内プールやテニスコートをはじめ文化会館などの施設使用料の見直しとともに、コミセンなどの使用料も今後検討していきたいと考えています。

その他の質問

- ・公共施設のあり方について
- ・市内における開発事業について



市民活動の推進について
立憲民主えびな たち 登志子

問 公共施設付帯駐車場の有料化が12月議会で可決されましたが、その際の附帯決議では、市民活動のさらなる発展を求めています。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により市民活動に影響が出ていると考えます。ボランティア活動、市民の自主的な地域貢献活動などに対して、今まで以上に市もサポートをしなければならぬと考えますが、今後の市民活動に対する支援の考えを伺います。

答 (市長)：市民活動を推進するにあたり、市民団体の活動を財政面から支援する市民活動推進補助金と活動中の事故に対応する市民活動補償制度があります。コロナの関係で、財政面から見ても決算額はある程度少なくなっているという現状があります。今後も、市民団体の活動状況をしっかりと把握し、市民活動が活性化していくように支援をしたいと考えています。

問 えびな市民活動センターは営利目的の利用は認められていません。市内や地域の活性化を考えたとき、個人や市民団体が勉強会や講習、発表会、ワークショップなどで施設の利用を考えたときに参加者から費用を徴収することがあると思います。そこで営利目的とは、どのような基準で、具体的にはどのように定められているのかを伺います。

答 (市民協働部長)：えびな市民活動センターは、市民の自主的な参加によって行われる非営利的な活動の支援を目的として設置された施設です。営利な活動と非営利な活動の判断は内容によって個別の検討が必要です。企業のように、営利を目的とした事業内容であれば明確に施設利用の対象外と判断できますが、個人や市民団体の活動でも、参加者から費用を徴収して行われている活動もありますので、一概に明確な基準を当てはめるのではなく、個別に検討した上で利用いただいている状況となっています。

その他の質問

- ・子どもたちの体力向上について